

# 八尾市入札制度改善検討委員会設置要綱

## （設 置）

第1条 八尾市工事発注対策委員会設置要綱第9条において依頼される調査及び本市の建設工事発注に伴う入札制度及び検査等の改善に関する研究を行うため八尾市入札制度改善検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （組 織）

第2条 委員会の委員は、別表のとおりとする。

- 2 委員会は、委員8人以内をもって組織する。
- 3 委員は、本市職員のうちから市長が任命する。

## （委員長）

第3条 委員会の委員長は、委員のうちからあらかじめ総務部長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会 議）

第5条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## （書面等による審議）

第6条 委員長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、

その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(調査及び研究)

第8条 委員会は、建設工事発注並びに施工体制の把握及び検査に伴う諸問題に関し、八尾市工事発注対策委員会から依頼があるときは、調査を行うものとする。ただし、当該調査に係る委員はこれに加わることはできない。

2 委員会は、建設工事発注に伴う入札制度及び検査等の改善に関する研究を行うことができる。

(検討部会)

第9条 委員会は、前条に規定する調査又は研究を行うときは、補助機関として、八尾市入札制度改善検討部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 委 員 | 総務部長が指名する者         |
|     | 政策企画部長が指名する者       |
|     | 都市整備部長が指名する者       |
|     | 下水道部長が指名する者        |
|     | 建築部長が指名する者         |
|     | 教育委員会事務局副教育長が指名する者 |